

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見募集の結果について

令和 8 年 4 月 1 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」について、令和 8 年 2 月 16 日から同年 3 月 17 日まで御意見の募集を行ったところ、5 件の御意見をいただきました。

命令案に関するいただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜整理させていただいております。

また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>不正受給者を照会する為にマイナンバーでのデータベース参照を可能にする、という改正案であると解釈した。「不正受給」と言うが、実際は、度々振込間違いがニュースになる様に、ほとんどが申請処理のミスなどによる「不正支給」のことだと思ふため、文言を改めて頂きたい。</p> <p>また、デジタル庁が国民の全ての個人情報を見る事が出来る仕組みは、非常に危険を感じる。</p> <p>データはすべて暗号化し、本人の同意が無い個人情報は、復号・照会できない仕組みの構築を求める。</p>	<p>乳児等のための支援給付の不正受給に係る徴収金の徴収決定は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 13 において準用する同法第 12 条に基づくものとなります。</p> <p>また、個人情報は、各行政機関において分散管理を行う等十分な安全管理措置を講じています。</p>
<p>いくら不正受給に係る徴収金の徴収決定といえども、マイナンバーを利用した事務の利便性向上にあたっては、行政が個人に不利益を与える事務の利便性を上げるためのルール整備を行う前に、個人に利益を与える事務の利便性を上げるためのルール整備をしてほしい。子育て関連でいうと、育児休業を取得した際に勤務先や自治体との間で</p>	<p>出生届の受理等に関する事務等において、マイナンバーを利用した情報連携を行うことにより申請に必要な添付書類を省略可能とする等、個人に利益を与える事務の利便性を上げるためのルール整備も行っておりますところ、これからも国民の皆様が安心してマイナンバー制度のメリットを実感いただけるよう取り組んでまいります。</p>

<p>の手続きでさまざまな書類を提出する必要がある（たとえば、出生届、児童手当の申請、医療証の申請、育児休業給付金の申請、健康保険や厚生年金関連など）。乳幼児を抱えながらこれらの手続きを正しく抜け漏れなく実施するのは、かなりしんどいと感じた。</p>	
<p>マイナンバー制度について利便性だけを着目する事に以前から危惧している。個人情報の漏洩はこれまでも問題提起されてきたが、デジタル管理はどこかしら抜け穴がある。サイバー攻撃の可能性も考慮しなければいけないと思う。情報漏洩によって悪用されるかもしれないリスクもある。情報管理への安全性がどれだけ対策されてきたのかわからないが、やはり不安を感じざるを得ない制度だと思うので、本案について賛成できない。</p>	<p>マイナンバー制度は、行政の効率化と国民の利便性向上を実現し、公平・公正な社会を実現するデジタル社会の基盤となっています。</p> <p>デジタル管理について、制度面やシステム面での各種のセキュリティ対策も講じており、マイナンバー取り扱い者に対して、漏洩防止等の安全管理措置を義務付けているほか、個人情報を一元管理せず、各行政機関において分散管理することで個人情報を芋づる式で抜き出せないようにする等、十分な安全管理措置を講じています。</p> <p>これからも国民の皆様安心してマイナンバー制度のメリットを実感いただけるよう取り組んでまいります。</p>
<p>過去には、誤登録や別人の口座情報が紐付けられる事例が発生しており、個人の生活や財産に重大な影響を及ぼす可能性があった。</p> <p>国民として、このような制度を「便利だから」と理由だけで推進することには強い懸念を抱かざるを得ない。人間を数字や資産として扱い、生活や権利が軽視される運用は到底受け入れられない。</p> <p>法令改正にあたっては、過去の問題の十分な検証と、誤登録防止や個人情報保護のための制度改善、そして国民への透明でわかりやすい説明を強く求め、国民の権利や尊厳が、便利さの名のもとに損なわれないよう、慎重かつ適切な判断をしてほしい。</p>	<p>今回いただいた御意見も踏まえ、国民の皆様安心してマイナンバー制度のメリットを実感いただけるよう取り組んでまいります。</p>
<p>マイナンバー利用事務の拡大・特定個人情報の提供ルール変更は、国民の負担増大と格差拡大を招くため、改正案に強く反対する。</p> <p>マイナンバーカード未取得者（高齢者・低所得層の約 20%、総務省 2025 年データ）は、年金・医療・介護・子育て給付・生活保護申請等の、生活必需の行政サービスから排除されるリスクがあ</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、今般改正を行う乳児等のための支援給付に係る資料の提供等の求めに関する事務については、マイナンバーによる情報連携を行うことで行政事務の効率化が見込まれます。</p> <p>一方で、引き続き書面等により本手続を行うことも可能です。</p>

る。データ紐付けの過多は監視社会を助長し、プライバシー侵害の危険を増大させる。

不正防止のための厳格化はイタチごっこで、新たな偽造手口が出てくるだけであり、対策強化ごとにコストと負担が国民に転嫁され、格差が広がる。そのため、マイナンバーカード必須化を避け、紙申請・対面確認・電話確認の代替手段を完全に保証し、すべての国民が安心して手続きを利用できる仕組みにすべきだ。

行政サービスは生活必需品である。金儲け優先ではなく、公共性を最優先にして欲しい。改正案の見直しを強く求める。